

事務連絡
令和2年4月2日

各 都道府県
指 定 都 市
中 核 市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等については、令和2年3月3日付け及び3月24日付けの事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡。別添1及び2参照）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応、地域の実情に応じた取組の推進等についてお示ししているところです。

また、子ども食堂とフードバンクとの協力については、令和2年3月13日付けの事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡。別添3参照）において、農林水産省において実施する事業の活用についてお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年4月1日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（別添4参照）においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の3つに区分し、それぞれの地域区分の考え方や、想定される対応等が示されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の事務連絡等を踏まえ、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、現在も子ども食堂の開催を続けている運営者の方からは、公民館などの社会教育施設等を利用した運営が難しいというお声もお聞きしているところです。令和2年3月21日付けの事務連絡（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡。別添5参照）において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された見解等を踏まえた社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方が示されているところです。子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、

大変有意義なものであることを踏まえ、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられるものです。この点については、社会教育施設の所管課である文部科学省総合教育政策局地域学習推進課にも協議済みです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

（別添 1）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和 2 年 3 月 3 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 2）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和 2 年 3 月 13 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 3）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その 2）」（令和 2 年 3 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 4）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 4 月 1 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

※「地域区分の考え方について」（P 7）等を参照

<参考：厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

（別添 5）

- ・「社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方について」（令和 2 年 3 月 21 日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡）

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

事務連絡
令和2年3月3日各都道府県
指定都市
中核市ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、子ども食堂については、地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえ、地域における感染の状況等を勘案しつつ、下記の内容に留意されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 子ども食堂における感染拡大の防止に向けた対応

子ども食堂については、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知。以下「子ども食堂通知」という。）により、その運営上留意すべき事項等について、食品安全管理に関して留意すべき事項を含め、お示しをしているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が発出されたところです。

さらに、令和2年3月1日には、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐた

めに」も公表されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の通知、事務連絡等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、子ども食堂は、2において述べるとおり、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」と併せて実施されている場合がありますが、これらの事業の実施に当たっての留意点は、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてお示ししておりますので併せて参照いただきますようお願いいたします。

2. 地域の実情に応じた取組の推進

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、以下の内容について、子ども食堂の運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

(1) 子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策

子ども食堂の活動については、子ども食堂通知においてお示ししているとおり、厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、より効果的に展開することが期待されます。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業
- ・ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進

(2) 学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、子どもの食事について、支援策を表明している民間企業があります。

こうした民間企業や、地方公共団体、子ども食堂の運営者等が、連携・協力を図りながら、(1)で述べた政府の施策の活用をするなどしつつ、地域の実情に応じた取組を進めていくことは、学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保に大きく資するものと考えています。

(3) 子育て短期支援事業の活用

保護者の疾病等により、食事の用意を含めた子どもの養育が困難な家庭に対しては、保護者の希望等を踏まえつつ、子育て短期支援事業の利用も勧奨いただきますようお願いいたします。

この場合、以下の点にも御留意をお願いします。

- 市区町村の子ども家庭総合支援拠点が必要と認めた場合は、保護者から利用料金を徴収せずに利用させることを可能とする補助メニューがあること。
- 同事業の利用は「原則7日以内」としているが、今般の状況に鑑み、家族の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこと。
- 家族の状況等に応じ、例えば、昼間は同事業を利用し、夜間は家族で過ごすといったことも可能であること。

(別添 1)

- ・「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成 30 年 6 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知)
※同通知に「子ども食堂における衛生管理のポイント」(別添 8)を記載。

(別添 2)

- ・「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(別添 3)

- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(令和 2 年 3 月 1 日公表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

(別添 4)

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 2 月 28 日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

(別添 5)

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業について

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

事務連絡
令和2年3月13日各都道府県
指定都市
中核市ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力
について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点をお示ししているところです。

また、子ども食堂は、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」と併せて実施されている場合がありますが、これらの事業の実施に当たっての留意点は、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてお示ししており、食事の提供に関して、「衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能」であることをお示ししているところです。

今般の状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者等から発生する未利用食品のフードバンクへの寄附等による有効活用を促進するため、下記の実組がなされています。生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことについては、「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進について」（令和2年3月13日文科省初等中等教育局健康教育・食育課ほか事務連絡）においてもお示ししていますが、下記の実組を活用して、子ども食堂とフードバンクとが協力し、地域の実情に応じた取組の推進を図ることは、子どもの食事の確保に資するものと考えています。

各都道府県におかれては、下記の実組について、貴管内市町村（特別区を含み、

指定都市及び中核市を除く。) に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供

農林水産省において、全国の食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務連絡が発出されています（別添1）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

2. 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクへ寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設・子ども食堂等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援する等の事業（以下「新しい事業」という。）を実施しています（別添2）。子ども食堂とフードバンクが協力して、この新しい事業を活用することで、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布する取組がより一層しやすくなると考えられます。

（別添1）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供について」（令和2年3月4日付け農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長事務連絡）

（別添2）

- ・「フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策」（農林水産省資料）
＜参考：農林水産省ホームページ＞
https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/200310_1.html

（別添3）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添4）

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭

局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

(別添5)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進について」(令和2年3月13日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか事務連絡)

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室 地域生活支援係

電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係

電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係

電話：03-5253-1111(内線 3947)

事務連絡
令和2年3月24日都道府県
指定都市
中核市
各
ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局
御中厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき
事項等について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点をお示ししているところです。

また、フードバンクとの協力については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和2年3月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、農林水産省において実施する事業の活用についてお示ししているところです。

こうした事務連絡を発出し、留意点等をお示ししているところですが、現在も子ども食堂の開催を続けている運営者の方からは、開催しづらさを抱えながら運営されているというお声もお聞きしているところです。

この点、国として、①子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、大変有意義なものであると認識をしていること、②国としては、感染拡大の防止に向けた対応を行った上で開催いただくことは差し支えないと考えており、しっかりと支援をしていきたいと考えていること、をお示ししています。（3月16日参議院予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣答弁）

また、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年3月19日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、別添として、「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」が示され、その中では例えば、「食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。」といった工夫が記載されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の事務連絡等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

（別添 1）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和 2 年 3 月 3 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 2）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和 2 年 3 月 13 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 3）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 3 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

※「大規模イベント等の取扱いについて」（P 16）、「事業者の皆様へのお願い」（P 17）、別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」（P 19）等を参照
<参考：厚生労働省ホームページ>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

【照会先】

（子どもの生活・学習支援事業）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

（子どもの学習・生活支援事業）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

（地域活動支援センター事業）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

（介護予防・日常生活支援総合事業）

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

（介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業））

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111（内線 3947）

事務連絡
令和2年3月21日

(重要) 令和2年3月11日に発出したイベント・講座等の開催に関する考え方について、一昨日(3月19日)の専門家会議等の情報を元に最新の考え方を示したものです。関係者に周知願います。

各都道府県社会教育施設担当課 御中
各政令指定都市社会教育施設担当課

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する
考え方について(令和2年3月21日時点)

先日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、管下の社会教育施設において行われる多数の方が集まるような様々なイベント・講座等について、大規模な感染リスクがあることを勘案し、概ね10日間程度は、中止、延期又は規模縮小等の対応を継続していただくようお願いしたところです(令和2年3月11日付け事務連絡)。

そして、一昨日(3月19日)、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)より、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」や「大規模イベント等の取扱い」、「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」について、参考資料のとおり示されました。

これを受け、昨日(3月20日)、総理より、全国規模の大規模イベント等の主催者が、今回専門家会議から示された見解(「主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」)を踏まえた判断を行う場合は、「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」も参考にすることや、引き続き、感染拡大の防止に十分留意すること等をお願いするメッセージが出されました。今後は、これを踏まえた対応をお願いします。

具体的には、全国的な大規模イベント等については、①主催者がリスクを判断して引き続き慎重な対応が求められます。②その上で、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、その実施に当たって、「多くの人に参加する場での感染対策のあり方」等を参考にして、十分に注意してリスクへの対応を行い、仮にリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期をお願いします。③なお、リスクへの対応が十分行っていた場合にも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期を行えるような備えをお願いします。

また、全国的な大規模イベント以外については、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」を参照し、その実施を判断して下さい。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

本件について、各都道府県社会教育施設所管課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各政令指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、それぞれ周知をお願いします。

記

○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）（令和2年3月20日）
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年3月19日）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>
- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

（本件連絡先）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 地域学習推進係

TEL：03-6734-2974（直通）

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）
（2020年3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

II. 状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生 of 早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要があります。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

III. 提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

（9）大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地

域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）

- ② イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）
- ③ 全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性（例：大阪のライブハウス事案（16 都道府県に伝播））
- ④ 上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないこと

などの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ① 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ② 密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③ 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

別添 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
 - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
 - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
 - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
 - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
 - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
 - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
 - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

- 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
 - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
 - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
 - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
 - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
 - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
 - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

- 4) その他
 - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。